第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日

（別紙2）

第 __ 種 ____ ____ 認定中小企業者に係る報告事項②

（認定年月日：　　年　月　日、認定番号：　　）

1　認定中小企業者における特定資産等について

随時贈与報告基準事業年度（随時相続報告基準事業年度）（　年　月　日から　年　月　日まで）における特定資産等に係る明細表					
種別		内容	利用状況	帳簿価額	運用収入
有価証券	特別子会社の株式又は持分（(*2)を除く。）			(1)　円	(12)　円
	資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分(*2)			(2)　円	(13)　円
	特別子会社の株式又は持分以外のもの			(3)　円	(14)　円
不動産	現に自ら使用しているもの			(4)　円	(15)　円
	現に自ら使用していないもの			(5)　円	(16)　円
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの			(6)　円	(17)　円
	事業の用に供することを目的としないで有するもの			(7)　円	(18)　円
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの			(8)　円	(19)　円
	事業の用に供することを目的としないで有するもの			(9)　円	(20)　円
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産			(10)　円	(21)　円
	経営承継受贈者（経営承継相続人）及び当該経営承継受贈者（経営承継相続人）			(11)　円	(22)　円
	に係る同族関係者等（施行規則第1条第13項第2号ホに掲げる者をいう。）に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産				

特定資産の帳簿価額の合計額	(23)=(2)+(3)+(5)+(7)+(9)+(10)+(11)　円	特定資産の運用収入の合計額	(25)=(13)+(14)+(16)+(18)+(20)+(21)+(22)　円
資産の帳簿価額の総額	(24)　円	総収入金額	(26)　円
随時贈与報告基準事業年度（随時相続報告基準事業年度）終了の日以前の5年間（贈与（相続の開始）の日前の期間を除く。）に経営承継受贈者（経営承継相続人）及び当該経営承継受贈者（経営承継相続人）に係る同族関係者に対して支払われた剰余金の配当等及び損金不算入となる給与の金額		剰余金の配当等	(27)　円
		損金不算入となる給与	(28)　円
特定資産の帳簿価額等の合計額が資産の帳簿価額等の総額に対する割合	(29)=((23)+(27)+(28))/((24)+(27)+(28))　%	特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合	(30)=(25)/(26)　%
会社法第108条第1項第8号に掲げる事項について定めがある種類の株式(*3)の発行の有無		有□　無□	
(*3)を発行している場合にはその保有者	氏名（会社名）	住所（会社所在地）	
総収入金額（営業外収益及び特別利益を除く。）		円	